

考へ見ヨ。明治大正ノ憲政行ハレテ以來、人民ハ憲法ノ保護スル所、ヨリテ結社ト言論ノ自由ヲ保證セシレテ居ルヲハナリカ。  
 何故ニ直接罷工ニ關係ナキモノヲ檢束スルカ。何日本ノ自由ノ何如ニ消ヘタカク、肥ハタルモノハ守ラレ、飢ヘタルモノハ檢束セラレテ豚糞ニ投セラルル何如ニ人道ノ片影ヲ認ムルヲ得ルカ！  
 故ニ現等ハ此如ク宣言ス。  
 警察、嚴正中立タルヘシ。  
 國体交渉權ハ天下ノ大道ナリ。

決議

- 一、我等ハ大阪藤永田造船所職工ニ同情ス。
  - 二、我等ハ大阪府警察ガ藤永田造船所争議ノ際ニ取リタル行動ヲ正義ニ指及スルモノト認ム
  - 三、我等ハ國体交渉權ヲ要求ス
- 大正十年六月八日 神戸労働者大會

特秘第六一九八號  
 大正十年六月九日

大阪府知事池松時和

内務大臣林次竹二郎殿  
 海軍大臣加藤友三郎殿  
 警視總監岡喜七郎殿  
 兵庫縣知事有吉忠一殿  
 大阪地方裁判所檢事正殿

藤永田造船所労働争議ニ關スル件 (第十回報)

一、既報佐吉公園ニ向テ進行シタル藤永田造船所  
 外ノ西方、集合シ何事カ悞議ヲ爲シ午後二時  
 頃ニ至ルモ更ニ解散ノ模様ナク不穩ノ形跡アリシ  
 ヲ以テ臨場監察官ニ於テ公安ヲ害スルモノト認メ